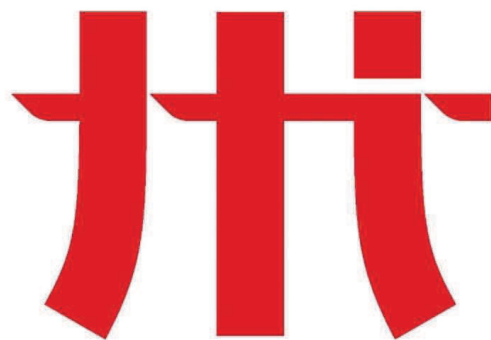


県有地売却のご案内

令和7年度中期A一般競争入札

九州ロゴマーク



K Y U S H U

※九州各県と経済界が2018年に
策定した「九州はひとつ」の理念
を表すマークです



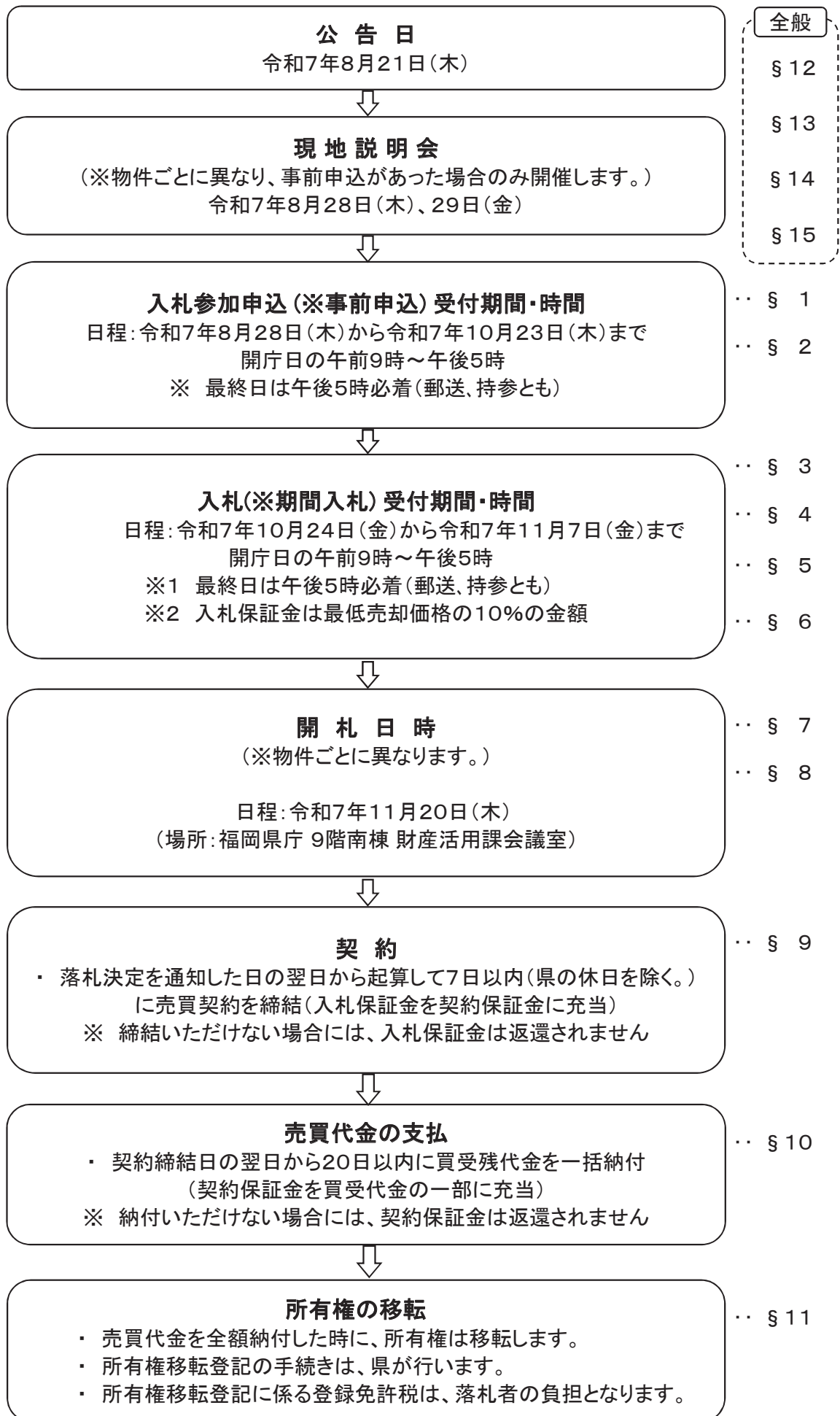
令和7年8月実施

福岡県総務部財産活用課

ご希望の物件を自分の目で確かめて、ぜひ入札にご参加ください。

入札の手続きは、担当者がご説明しますので心配無用です。

売却手続きの流れ



＜福岡県HPのQRコード＞



※各物件のさらなる詳細については、福岡県HP(<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/nyuusatsu.html>)をご覧ください。

物件 番号	地区	所在地及び地番	地目	土地			現地説明会(※)		開札		最低売却 価格(円)
				公簿 (㎡)	実測 (㎡)	坪	日時	場所	日時	場所	
1	筑後	久留米市田主丸町野字路雲1877番1	宅地	514.05	514.05	155	令和7年8月29日(金) 午前11時00分	現地	令和7年11月20日 (木) 午前10時00分	福岡県庁9階南棟 総務部財産活用課	3,290,000
2	筑豊	直方市大字感田1928番1外2筆	田	620.00	621.16	187	令和7年8月28日(木) 午前10時30分	現地	令和7年11月20日 (木) 午後1時00分	福岡県庁9階南棟 総務部財産活用課	7,330,000
3		飯塚市天道字宇度344番外1筆	宅地	4,906.36	4,906.36	1,484	令和7年8月28日(木) 午後2時00分	現地	令和7年11月20日 (木) 午後2時00分	福岡県庁9階南棟 総務部財産活用課	34,090,000

(※) 現地説明会については、事前に申込みがあった場合のみ開催します。希望される方は、現地説明会開催日前日(開札日の場合は、直近の開札日)の午後5時までに、福岡県財産活用課 公有財産係(092-643-3088)にご連絡ください。

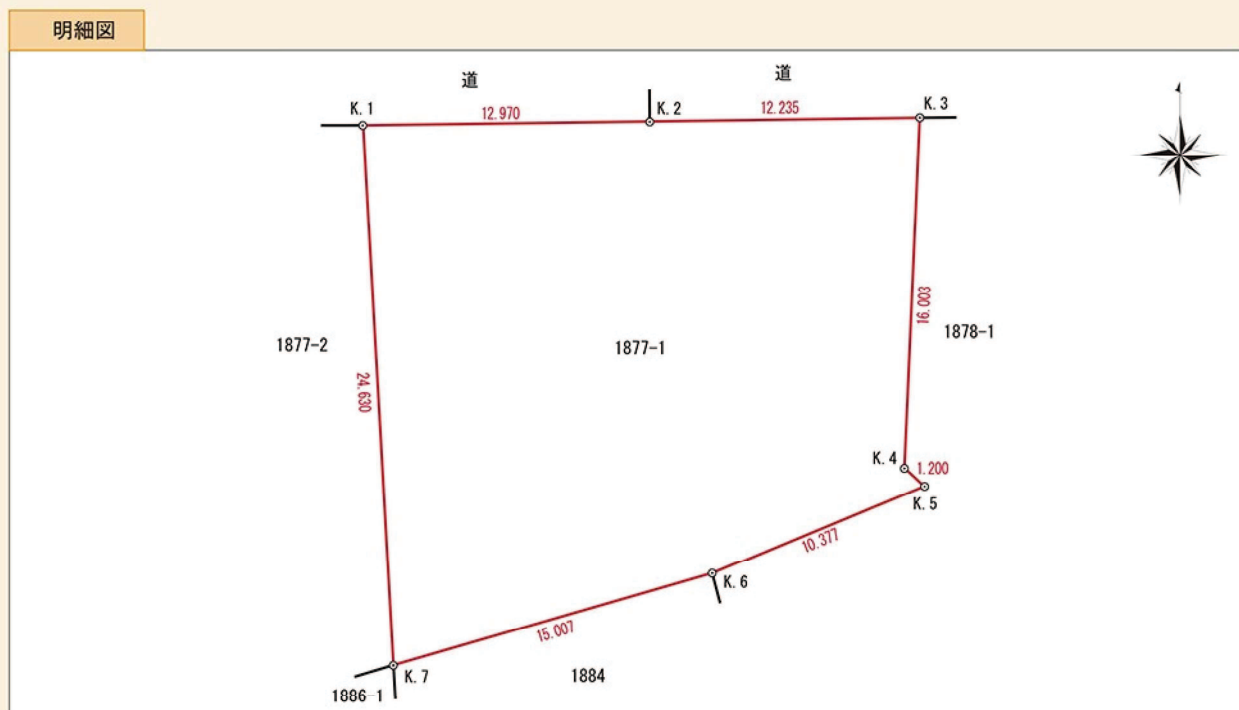
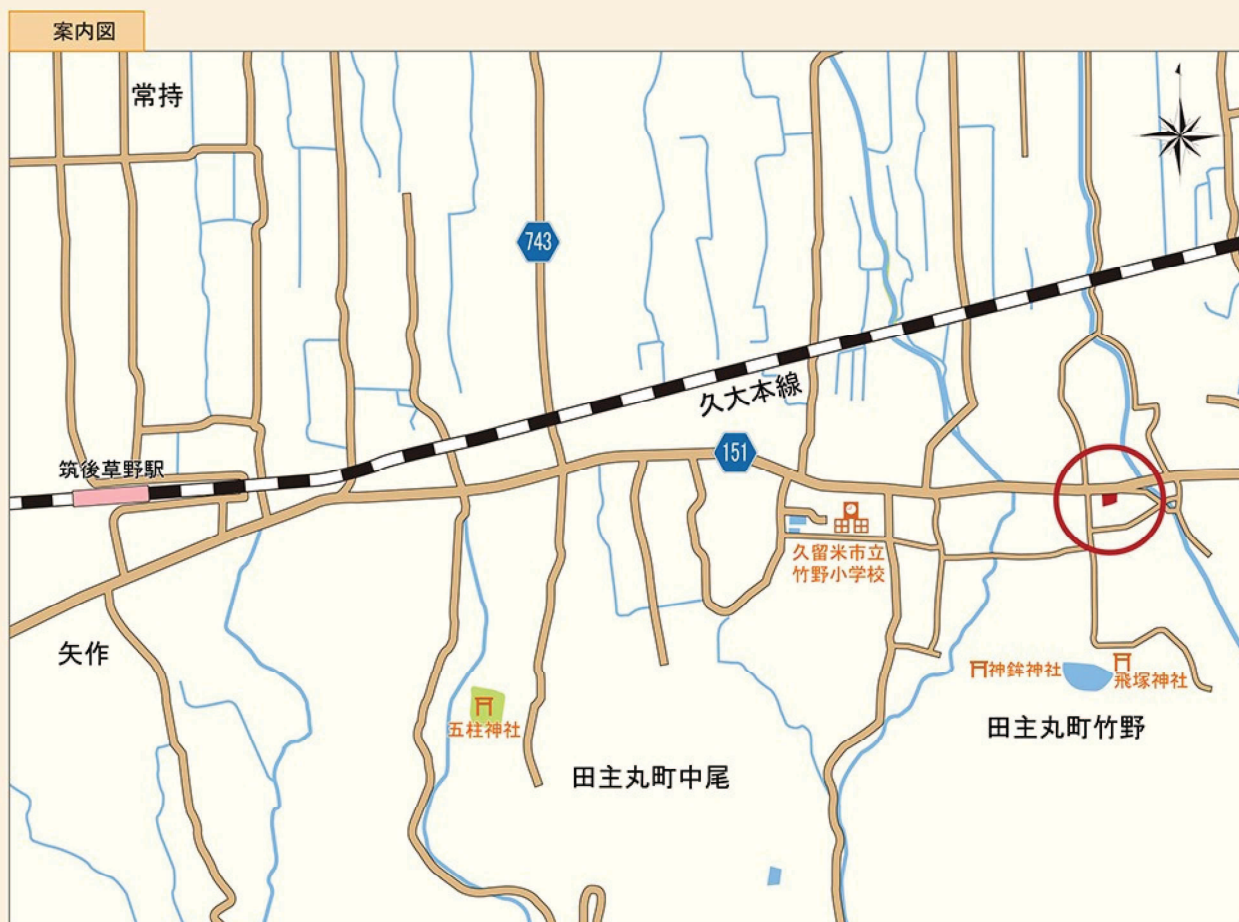
目 次

○ 入札物件の物件概要書、案内図及び明細図

物件 1	物件概要書・・・・・・・・・・・・・・・・	1
〃	案内図及び明細図・・・・・・・・・・	2
物件 2	物件概要書・・・・・・・・・・・・・・・・	3
〃	案内図及び明細図・・・・・・・・・・	4
物件 3	物件概要書・・・・・・・・・・・・・・・・	5
〃	案内図及び明細図・・・・・・・・・・	6

○ 入札参加の手引き・・・・・・・・・・・・・・・・ 9～

所在地	実測面積	物件番号
久留米市田主丸町竹野字路雲 1877 番 1	514.05 m ²	1



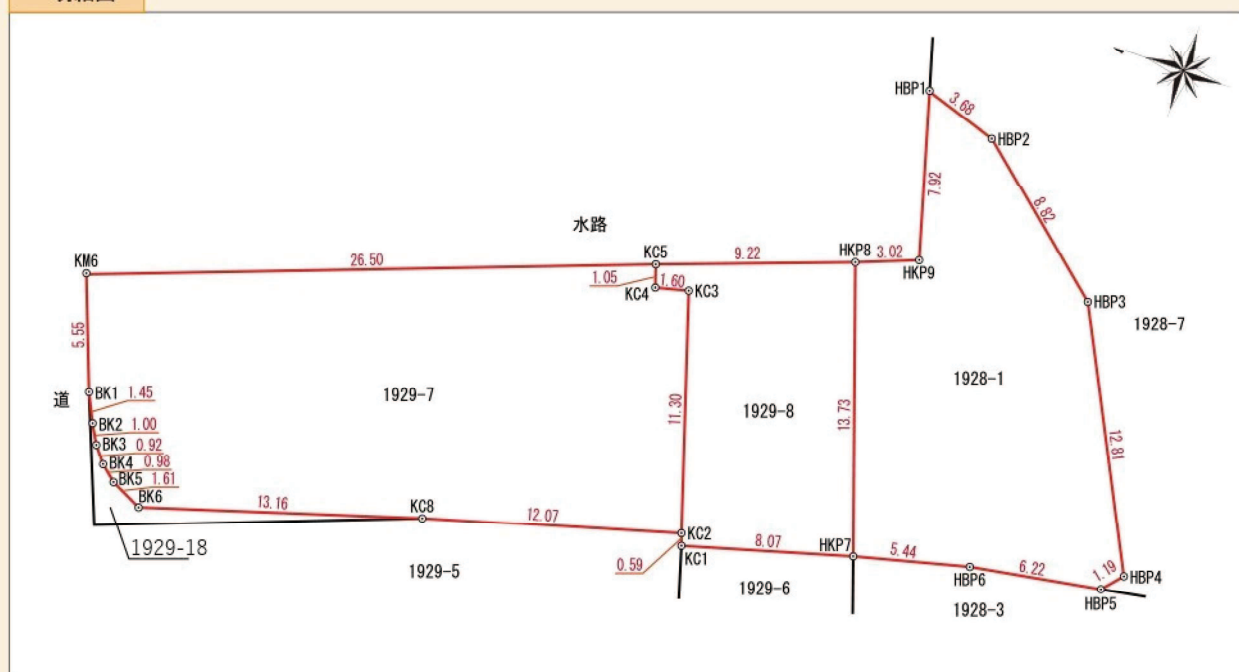
物 件 概 要 書（令和7年7月調査）									
物件番号： 1									
(物件の表示) 元うきは警察署竹野駐在所 最低売却価格(予定価格) 3,290,000 円									
所在及び地番			地目	現況	公簿面積	実測面積	坪面積		
久留米市田主丸町竹野字路雲1877番1			宅地	更地	514.05 m ²	514.05 m ²	約	155 坪	
合計1筆					514.05 m ²	514.05 m ²	約	155 坪	
接面道路幅員及び接面状況		北東側 幅員約2mの市道に接面(建築基準法第42条第2項道路) 北西側 幅員約10mの県道に接面							
法令等に基づく制限	都市計画区域	非線引き都市計画区域							
	用途地域	無指定(特定用途制限地域)		建ぺい率	70%	指定容積率	200%		
	高さ制限	なし		最低敷地面積	なし				
	その他	・景観計画地域(耳納連山山部地域) ・土砂災害警戒区域(土石流) ・久留米市立地適正化計画に基づく届出制度あり。(居住誘導区域外、都市機能誘導区域外) 詳しくは、久留米市都市建設部都市計画課(0942-30-9083)にお問い合わせください。							
文化財保護		埋蔵文化財の包蔵地外 (工事等施工中十分留意し、遺物などを発見した場合は、現状を変更することなく、速やかに久留米市文化財保護課(0942-30-9225)にご連絡ください。)							
私道の負担等に関する事項		私道負担	無	負担の内容	—				
		道路後退	有	負担の内容	物件北東側、久留米市道と接している部分は道路中心線から2mのセットバックが必要となります。				
供給処理施設の状況	種別	配管等の状況					電話番号		
	電気	接面道路配線	有	九州電力久留米営業所			0120-639-462		
	上水道	接面道路配管	有	久留米市給排水設備課			0942-27-1561		
	下水道	接面道路配管	有	久留米市田主丸総合支所環境建設課			0943-72-2156		
	都市ガス	接面道路配管	無	—			—		
交通機関(道路距離)	鉄道	JR九大本線「筑後草野」駅 約24分							
	バス	西鉄バス「三明寺」バス停 約3分							
公共機関等(直線距離)	市役所等	久留米市田主丸総合支所 5.1km							
	小学校	久留米市立竹野小学校 物件の西方約400m							
	中学校	久留米市立田主丸中学校 物件の北東方5.4km							
近隣の状況									
特記事項									
・物件の引渡しは現状のままとします。									
・土砂災害警戒区域(土石流)となっています。									
・建物等建築の場合は、物件北東側久留米市道と接している部分については、セットバックが必要となります。									
・令和5年7月に発生した大雨の際に土砂による被害があった場所になります。									
※ 物件概要書は、物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず購入希望者ご自身において、現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。									
※ 上記以外、土壌調査、地盤調査、地下埋設物調査等はありません。									
県が関知していない土壌汚染、地盤沈下、地下埋設物等の調査費用、撤去費用等は買受人の負担となります。									

所在地	実測面積	物件番号
直方市大字感田1928番1外2筆	621.16 m ²	2

案内図

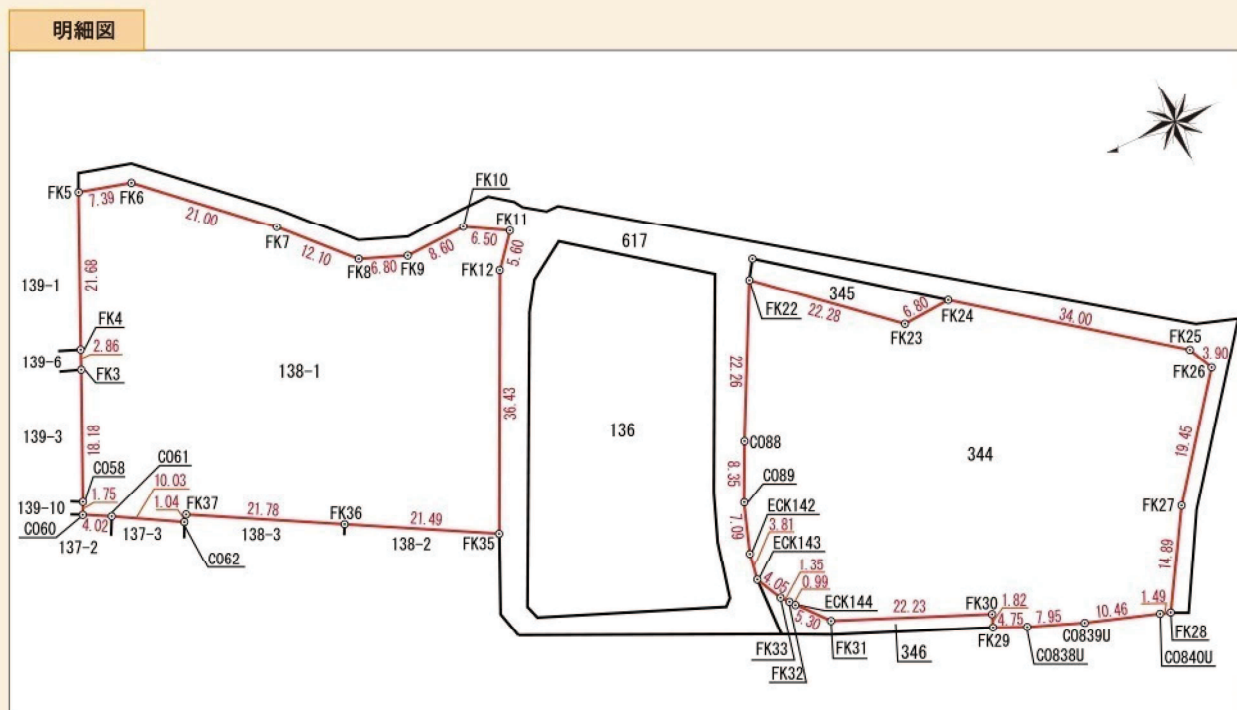
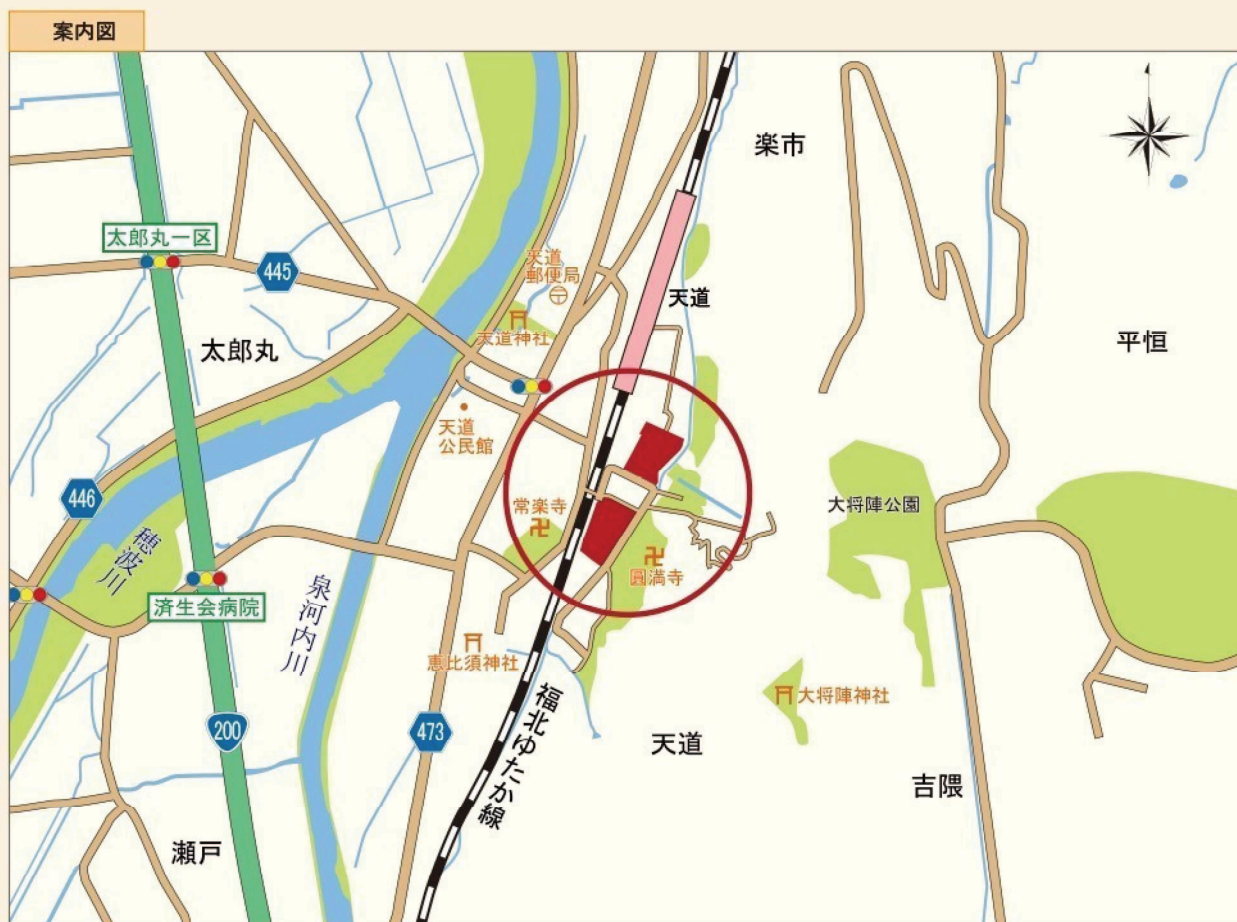


明細図



物 件 概 要 書（令和7年7月調査）									
物件番号： 2									
(物件の表示) 国道200号線道路不用地				最低売却価格(予定価格) 7,330,000 円					
所在及び地番			地目	現況	公簿面積		実測面積		坪面積
直方市大字感田1928番1			田	更地	198.00 m ²		198.03 m ²		約 59 坪
直方市大字感田1929番8			田	更地	107.00 m ²		107.20 m ²		約 32 坪
直方市大字感田1929番7			田	更地	315.00 m ²		315.93 m ²		約 95 坪
合計3筆					620.00 m ²		621.16 m ²		約 187 坪
接面道路幅員及び接面状況		西側 幅員約3.5mから4.0mの市道に低差約0～1mで接面(建築基準法上の道路に該当しません。)(R7.9.1修正) 北側 幅員約3.5mから4.0mの市道に低差約0～1mで接面(建築基準法上の道路に該当しません。)(R7.9.1修正)							
法令等に基づく制限	都市計画区域	非線引き都市計画区域							
	用途地域	第一種住居地域		建ぺい率	60%		指定容積率	200%	
	高さ制限	—		最低敷地面積	—				
	その他	1.農業振興地域・農用地区域外 2.「直方市立地適正化計画」に基づく届出制度あり。(都市機能誘導区域外) 詳しくは、直方市都市計画課(代表:0949-25-2200)へお問い合わせください。 3.建築基準法第22条地域							
文化財保護		周知の埋蔵文化財包蔵地外							
私道の負担等に関する事項		私道負担	無	負担の内容		—			
		道路後退	有	負担の内容		幅員4m未満の箇所があるため、セットバックが必要になる可能性があります。			
供給処理施設の状況		種別	配管等の状況			電話番号			
		電気	接面道路配線	有	九州電力株式会社飯塚営業所			0120-639-454	
		上水道	接面道路配管	無					
		下水道	接面道路配管	無					
		都市ガス	接面道路配管	無					
交通機関(道路距離)		鉄道	筑豊電鉄「遠賀野」駅まで約600m 徒歩約5分						
		バス	西鉄バス「中牟田」停まで約500m 徒歩約7分						
公共機関等(直線距離)		市役所等	直方市役所まで約4.0km						
		小学校	直方市立感田小学校まで約1.2km						
		中学校	直方市立直方第三中学校約2.0km						
近隣の状況		中規模一般住宅が多い閑静な住宅地域							
特記事項									
・物件の引渡しは現状のままとします。									
・建築基準法上の道路に該当しません。詳しくは直方県土整備事務所建築指導課にてご確認ください。(R7.9.1修正)									
・直方市の浸水想定区域マップによると、浸水想定地域となっております。									
・敷地北側に電柱1本及び支線が1本あります。南側も同様に電柱1本及び支線が1本あります。									
・敷地上空に電線があります。									
・県が関知していない埋設管等が存在する可能性があります。									
※ 物件概要書は、物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず購入希望者ご自身において、現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。									
※ 上記以外、土壌調査、地盤調査、地下埋設物調査等は行っておりません。									
県が関知していない土壌汚染、地盤沈下、地下埋設物等の調査費用、撤去費用等は買受人の負担となります。									

所在地	実測面積	物件番号
飯塚市天道字宇度 344 番外 1 筆	4906.36㎡	3



物 件 概 要 書（令和7年7月調査）									
物件番号： 3									
(物件の表示) 元天道団地(1)				最低売却価格(予定価格) 34,090,000 円					
所在及び地番			地目	現況	公簿面積		実測面積		坪面積
飯塚市天道字宇度344番			宅地	更地	2,523.45 m ²		2,523.45 m ²		約 763 坪
飯塚市天道字下石138番1			宅地	更地	2,382.91 m ²		2,382.91 m ²		約 720 坪
合計2筆					4,906.36 m ²		4,906.36 m ²		約 1,484 坪
接面道路幅員 及び接面状況			【地番：344番】 北東側 幅員約3.9mの市道に接面 南東側 幅員約1.5～5.5mの道路に接面 南西側 幅員約2.5～3.0mの道路に接面 敷地内の北西側 幅員約1.5～3.0mの通路あり(建築基準法上の道路に該当しません。) 【地番：138番1】 南東側：幅員約1.5～2mの道路に接面(建築基準法上の道路に該当しません。) 南西側：幅員約3.5～4mの道路に接面(建築基準法上の道路に該当しません。) 敷地内の中央：幅員約3～4mの通路あり(建築基準法上の道路に該当しません。)						
法令等 に基 づく 制 限	都市計画区域		非線引き都市計画区域						
	用途地域		第1種住居地域		建ぺい率		60%		指定容積率 200%
	高さ制限		—		最低敷地面積		—		
	その他		・土砂災害警戒区域(急傾斜地の崩壊(地番：138番1の一部)、土石流(地番：344番の一部)) ・建築基準法第22条区域 ・飯塚市立地適正化計画に基づく届出制度あり。(居住誘導区域内、都市機能誘導区域外) 詳しくは、飯塚市都市建設部都市計画課(0948-22-5500(内線1281))にお問合せください。						
文化財保護			周知の埋蔵文化財包蔵地外(未調査のため、土地を扱う際には事前に飯塚市との協議が必要です。詳しくは、飯塚市教育委員会教育部文化課文化財保護推進室(0948-25-2930)へお問合せください。)						
私道の負担等 に関する事項			私道負担	無	負担の内容		—		
			道路後退	有	負担の内容		(地番：344番) 敷地の北東側、南東側、南西側については、セットバックが必要になります。		
供給処理施 設の状況		種別	配管等の状況					電話番号	
		電気	接面道路配線	有	九州電力株式会社飯塚営業所			0120-639-454	
		上水道	接面道路配管	有	飯塚市企業局企業管理課お客様センター			0948-96-8616	
		下水道	接面道路配管	無	—			—	
		都市ガス	接面道路配管	無	—			—	
交通機関 (道路距離)		鉄道	JR筑豊本線(福北ゆたか線)「天道」駅 約350m 徒歩5分						
		バス	西鉄バス「天道駅」バス停 約450m 徒歩6分						
公共機関等 (直線距離)		市役所等	飯塚市役所穂波支所 物件の北方 約2km						
		小学校	飯塚市立棕本小学校 物件の北西方 約1.3km						
		中学校	飯塚市立穂波西中学校 物件の北西方 約2.1km						
近隣の状況		戸建住宅が多い住宅地域							
特記事項									
○物件の引渡しは現状のままとします。									
○本物件は、道路条件として、県道から当該物件に至るまで、幅員が4m未満の箇所があるため、都市計画法の開発許可を得ることができません。飯塚市開発指導要綱に基づく開発行為を行う場合は、飯塚市都市建設部都市計画課(0948-96-8476)に事前に協議してください。									
○本物件の利用にあたっては、次の土地利用条件があります。 ＜土地利用条件＞ 1 用途の制限 次の用途に供しないこと。 ①廃棄物の保管場所、砂利・砂・残土等の堆積場その他これに類する用途 ②悪臭、騒音、粉塵、振動、土壤汚染等の近隣環境を著しく損なうと予想される用途 ③その他公序良俗に反し、近隣住民の生活を著しく脅かすと認められる用途									

2 周辺道路等に関すること ・周辺道路及び敷地内通路(以下、「周辺道路等」という。)は、近隣住民が生活用道路として使用しているため、県から所有権移転後も現状の道路機能を維持するとともに、近隣住民が使用できるようにすること。ただし、買主がこれら周辺道路等について飯塚市開発指導要綱に基づく開発行為を行い、整備することを妨げるものではない。(上記周辺道路等に関する規定については、契約書第6条第3項に規定する。) ・なお、138番1に所在する通路(以下、「138番1の敷地内通路」という。)及び138番1の敷地利用の取扱いについては、売買契約書第6条第4項において規定する事項を併せて遵守すること。 ＜契約書第6条第4項に規定する事項＞ ①138番1の敷地内通路の機能保全、廃止の禁止 買主は、138番1の敷地内通路が近隣住民の生活用道路となっていることを踏まえ、県から所有権移転後も138番1の敷地内通路の現況機能を維持するものとし、廃止してはならない。また、近隣住民が138番1の敷地内通路を今後も使用できるようにしなければならない。なお、買主が138番1の敷地内通路を整備する場合は、飯塚市開発指導要綱に基づき、138番1の敷地内通路及び当該敷地内通路が接続する道(飯塚市天道字下石617番の一部)が建築基準法(昭和25年法律第201号)上の道路となるよう整備し、築造する道路は飯塚市天道字下石139番6に所在する通路と接続させなければならない。 ②北側の近隣敷地における建築物の建築(建替)への協力 138番1の北側近隣敷地の一部については、138番1の敷地内通路を経由しなければ公道及び建築基準法上の道路に接続しない状況である。今後、138番1の北側の近隣敷地所有者が、これらの敷地において建築基準法第43条第2項第2号に関する許可手続きを行い建築物の建築を行う場合、買主は、当該敷地所有者の求めに応じ、138番1の敷地内通路における通行地役権を設定するなど将来的通行を担保するものとし、建築物の建築が可能となるように協力しなければならない。 また、買主が、138番1の敷地を利用する際は、138番1の北側近隣敷地において建築物の建築が不可となるような敷地利用を行ってはならない。 ③義務の承継 上記①②の規定については、買主から第三者へ所有権を移転する場合も承継するものとし、買主は、この旨を当該第三者に書面により説明しなければならない。また、当該第三者が所有権を移転するときも同様とする。 ④買戻特約 県は、本件契約締結の日から10年以内に限り、買主又はその転得者が売買契約書第6条第3項及び第4項の条件を履行しない場合は、売買物件を買い戻すことができることとする。また、県の買戻権を保全するため、所有権移転登記を行うと同時に、買戻しの特約の登記を行うこととする。 (上記を含め買戻特約に関する規定は、売買契約書第16条～第19条に規定する。)	3 近隣住民の生活に対する配慮に関する事項 本物件を利用するときは、近隣住民等地元関係者(以下、「地元関係者」という。)へ情報提供を行うとともに、必要に応じて地元関係者と協議、調整を行うよう努めること。
4 その他 建築基準法等の関連法規及び飯塚市の各種条例・要領等を遵守すること。	○区画毎の特記事項は次のとおりです。 (地番:138番1) ・138番1の敷地は建築基準法上の道路に接していないため、原則として建築物を建築することはできません。ただし、建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)で定める基準に適合する建築物で、特定行政庁(福岡県知事)が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて、福岡県建築審査会の同意を得て許可したものは、建築することができます。許可に該当するかどうかは、具体的な事例とともに、飯塚県土整備事務所建築指導課(0948-21-4945)にお問合せください。 ・物件東側が土砂災害警戒区域(急傾斜地の崩壊)に指定されています。 ・物件の大部分が土砂災害警戒区域等(土石流)の新たな指定に向けた調査箇所となっており、今後、土砂災害警戒区域等に指定される可能性が高い箇所となっています。 ・飯塚市のハザードマップにおいて、洪水浸水想定・浸水深3.0m～5.0m未満の想定がなされています。 ・敷地内通路に飯塚市所有の使用中の水道管が埋設されており、当該水道管は廃止することはできません。敷地内通路の形状を変更する場合は事前に飯塚市上水道課と協議して下さい。 ・物件敷地内に電柱1本、支線1本があります。電線が敷地上空にあります。 ・物件南東側のコンクリートブロック(一部を除く)が飯塚市有地に越境しています。コンクリートブロックを取り扱う際は飯塚市と事前に協議してください。 ・物件中央に敷地内側溝があり、飯塚市有地(道路)の側溝に接続しています。 ・物件北西側において、敷地内の側溝が隣接地の側溝に接続しています。上流(北側)から雨水を流す際は事前に隣接地所有者と協議してください。 (地番:344番) ・物件南西側が土砂災害警戒区域(土石流)に指定されています。 ・物件北東側が土砂災害警戒区域等(土石流)の新たな指定に向けた調査箇所となっており、今後、土砂災害警戒区域等に指定される可能性が高い箇所となっています。 ・飯塚市のハザードマップにおいて、洪水浸水想定・浸水深3.0m～5.0m未満の想定がなされています。 ・物件南東側の一部に飯塚市所有の使用中の水道管が埋設されている可能性があり、当該水道管は廃止することはできません。物件南東側の形状を変更する場合は事前に飯塚市上水道課と協議して下さい。 ・物件敷地内に電柱が1本、NTT柱1本・支柱1本があります。電線が敷地上空にあります。 ・物件中央から北西側にNTTの地下ケーブル(サイフォン)が埋設されているため、土地を扱う際は十分に注意する必要があります。詳しくは、NTTにお問い合わせください。 ・物件敷地内に自治会が所有し、飯塚市が管理する防犯灯が3本あります。防犯灯の取扱いについては、自治会にご相談ください。 ・物件南東側と市有地(617番)の間に民有地(345番)があります。 ・物件北西側と鉄道用地(680番41)の間に民有地(346番)があります。 ・物件北西側、南西側及び南東側に現況道路の一部となっている箇所があります。 ・物件内に敷地内側溝があり、その一部が飯塚市有地(道路)の側溝に接続しています。 ・物件北西側がJR筑豊本線の線路に近接しているため、土地を扱う際等に「鉄道近接工事」に該当する場合があります。当該近接工事は、JR九州との事前協議を行う必要があります。詳しくは、JR九州にお問合せください。(R7.8.28追記) ※ 物件概要書は、物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず購入希望者ご自身において、現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。 ※ 上記以外、土壌調査、地盤調査、地下埋設物調査等は行っておりません。 県が関知していない土壌汚染、地盤沈下、地下埋設物等の調査費用、撤去費用等は買受人の負担となります。

§ 1 入札の参加資格等について

1. 次の事項に該当する方は入札に参加できません。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者
- (2) 個人又は法人の役員等（注）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員に該当する者
また、個人又は法人の役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (3) 当該物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者
- (4) 次のいずれかに該当する者
 - ・暴力団員がその経営に実質的に関与している者
 - ・自己、自社又は第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用するなどしている者
 - ・暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
 - ・暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - ・暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- (5) 前記（2）～（4）に該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

注）役員等とは、「法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者」をいう。

2. 入札者（契約者）は、前項に該当しない旨を記載した誓約書を提出しなければなりません。

【地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）より抜粋】

（一般競争入札の参加者の資格）

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。

その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- (4) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
- (6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
- (7) この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当り代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

【暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号）より一部抜粋】

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

2. 暴力団

その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

6. 暴力団員

暴力団の構成員をいう。

§ 2 入札参加申込（※事前申込）について

※配達（特定記録郵便など確実に書類が届く方法）又は持参により入札書類一式を提出してください。

※入札参加申込（事前申込）をされていない方は、入札にご参加できませんので、ご注意ください。

→入札参加申込（事前申込）をされた方には、入札に必要な書類一式を送付します。（§ 4－1 参照）

1. 入札参加申込に必要な書類（現地説明会及び請求により配布。）

個人…入札参加申込書、誓約書

法人…入札参加申込書、誓約書、役員一覧

※ 入札参加申込書及び誓約書に押印する印鑑並びにその後の売却手続きに押印する印鑑は、
全て同一の印鑑（法人の場合は代表者印（印鑑証明印）を押印すること。（§ 12 参照）

2. 入札参加申込 受付場所

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県総務部財産活用課公有財産係（福岡県庁 南棟 9階 西側）

3. 入札参加申込 受付期間・時間

令和7年8月28日（木）～令和7年10月23日（木）

開庁日の午前9時～午後5時

※ 最終日は、午後5時必着（郵送・持参とも）

<留意事項>

- ・入札参加申込受付期間最終日の受付時間を過ぎて到達した入札参加申込は無効となります。
郵送による提出の場合は、早めの時期に特定記録など確実に書類が届く方法によりお送りください。
- ・「開庁日」とは、福岡県の休日定める条例第1条に規定する休日（土曜日、日曜日、国民の祝日及び12月29日～翌年1月3日）を除く日です。

§ 3 入札保証金について

1. 入札保証金の納付

入札に参加される方は、入札期間内に入札保証金の納付が必要です

<入札保証金の目的>

入札保証金は、落札者が契約を締結しない場合に、県に帰属するものであり、県が契約を締結すべき義務の履行を担保するものです。

<入札保証金の額>

入札保証金の額は、該当物件の最低売却価格の100分の10の額です。

※ 本物件の入札保証金の額は、表紙「物件の表示」中（入札保証金額）のとおり

※ 入札金額の100分の10の額ではありませんので、ご注意ください。

<入札保証金の納付方法>

次の方法のいずれかにより、入札参加者が金融機関にて事前に納付してください。

（1）銀行振込による納付（原則）

ア 振込先

振込口座については、入札参加申込（事前申込）をされた方に、入札に必要な書類一式を送付（§ 4－1. I 参照）するときにお知らせします。

イ 振込方法

銀行の窓口の利用・・・限度額はありません。

銀行のＡＴＭ（通帳・キャッシュカード）・・・限度額がありますので、留意してください。

インターネットバンキングの利用・・・限度額がありますので、留意してください。

※ 納付後の領収書（窓口：「振込金受取書」等、ＡＴＭ：「ご利用控」等）、インターネットバンキング：「振込完了画面を印刷したもの」等は大切に保管し、その写しを入札に必要な書類一式の一つとしてご提出ください。

ウ 振込手数料

入札参加者の負担となります。

（２）現金もしくは銀行振出の小切手を福岡県へ直接持参することによる納付

※ 銀行振出の小切手は、福岡手形交換所加盟の金融機関が振り出し、振出日より５日以内のもので、「受取人」は持参人払いとしたものに限りします。

（３）郵便為替による納付（発行日から起算して１７５日を経過していないものに限りします。）

<入札保証金の納付期間>

令和７年１０月２４日（金）～令和７年１１月７日（金）（入札受付期間と同じ）

２．入札保証金の返還

- ・落札者以外の方の入札保証金は、あらかじめその方（入札者）の指定した金融機関の口座への振込により返還いたします。
- ・入札保証金を納付したものの、入札書の提出をしなかった場合は、入札保証金の返還手続きを行います。その場合も、その方（入札保証金納付者）の指定した金融機関の口座への振込により返還いたしますので、県庁総務部財産活用課にご連絡ください。
- ・入札保証金の返還に際しては、入札終了後、約２週間程度かかる場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ・入札保証金には利息は付きませんので、ご承知おきください。

§ ４ 入札に必要な書類について

１．入札参加申込をされた方には、下記の書類一式（Ⅰ）を送付いたします。

入札者が個人か法人かで、入札に必要な準備書類が異なりますのでご注意ください。

入札者	Ⅰ 県が送付する入札に必要な書類一式	Ⅱ 入札者をご準備する各種証明書
個人	・入札書（２枚 ※ １枚は予備） ・封筒（入札書用 定形） ・封筒（返信用 定形外） ・保証金等払戻請求書 ・債権者登録申出書 ・入札結果の公表等に関する同意書 （提出書類チェックリスト）	・住民票抄本（※ 新規交付のもの）
法人	・入札書（２枚 ※ １枚は予備） ・封筒（入札書用 定形） ・封筒（返信用 定形外） ・保証金等払戻請求書 ・債権者登録申出書 （提出書類チェックリスト）	・法人登記簿謄本（現在事項全部証明書） ・印鑑証明書（代表者印） ※ いずれも新規交付のもの

2. 送付された書類一式（Ⅰ）を確認の上、必要事項を記入・押印していただくとともに、各種証明書（Ⅱ）を取得してください。（※押印する印鑑は入札参加申込に押印したものと同一であること § 12 参照）
3. 入札に必要な書類一式（下記）を、県から送られた返信用封筒により、同封のチェック用紙で確認の上、福岡県総務部財産活用課公有財産係宛に、配達（簡易書留郵便等）か直接持参によりご提出ください。

入札者	入札に必要な書類一式
個人	・住民票抄本 ・入札書（封筒入り ※糊付けを行って、ご提出ください） ・入札保証金の領収書の写し（「振込金受取書」、「ご利用控」等の写し） ・保証金等払戻請求書 ・債権者登録申出書 ・入札結果の公表等に関する同意書
	＜共有希望の場合（下記書類も必要となります。）＞ ・住民票抄本（共有者全員分）
法人	・法人登記簿謄本（現在事項全部証明書） ・印鑑証明書（代表者印） ・入札書（封筒入り ※糊付けを行って、ご提出ください。） ・入札保証金の領収書の写し（「振込金受取書」、「ご利用控」等の写し） ・保証金等払戻請求書 ・債権者登録申出書
	＜共有希望の場合（下記書類も必要となります。）＞ ・法人登記簿謄本（現在事項全部証明書）（共有者全員分） ・印鑑証明書（共有者全員分）

※ 押印する印鑑は、入札参加申込で提出した書類に押印したものと同一であること。（§ 12 参照）
法人の場合は、必ず印鑑証明印（代表者印）を押印してください。

※ 複数の物件について申込みをされる場合、物件毎に参加申込書が必要になります。
ただし、各種証明書等（住民票・法人登記簿謄本・印鑑証明書・債権者登録申出書）は1通で結構です。申込書にその旨記載してください。

※ 入札者の依頼により、入札者以外の方が入札者に代わって入札書を持参する場合は、代理を立てる必要はなく、委任状も必要ありません。

※ 必要な書類が提出されない場合、入札にご参加できませんのでご注意ください。

4. 当方にて書類一式を受付しましたら、各入札参加者に「入札受付確認書」を送付いたしますので、保管しておいてください。

5. 開札当日、「入札受付確認書」及び指定された書類をご持参の上、開札会場にお越しください。
（参加は任意）

※詳しくは、「§ 7 開札日時・場所」の＜留意事項＞をご参照ください。

§ 5 入札（※期間入札）について

1. 入札書について

入札書は必ず、福岡県所定の様式を使用し、次の点にご留意ください。なお、本県所定の様式以外のものは無効となります。

- ・ 入札書の記載方法をよく読んで間違いのないようにお願いします。
- ・ 一度提出された入札書はその理由のいかんにかかわらず、その取り消し、変更、引き替え、入札後においての見込み違い、誤記、物件の数量に対する異議等があっても一切これを受付いたしません。
- ・ また、入札書の提出は一度しか行うことができず、最低売却価格に満たない入札を行った方は失格とします。
- ・ 複数の物件の入札に参加できますが、入札書は1物件につき1枚しか提出できません。
- ・ 記名押印を忘れずにお願いします。法人の場合には、代表者印（印鑑証明印）を押印してください。
- ・ 金額の前に「¥」マークを記入し、算用数字を使用してください。
- ・ 桁間違いにもご注意ください。
- ・ 参加者申込書の名義と異なる名義で入札した場合は、無効となりますのでご注意ください。

2. 入札方法について

入札受付期間中に、配達（簡易書留郵便など確実に書類が届く方法）又は持参により入札書（封筒入り）を含む「入札に必要な書類」一式を県庁総務部財産活用課公有財産係に提出してください。（§ 6 参照）

3. 入札の無効について

次に該当する入札は無効とします。

- 入札に参加する資格がない者が行なった入札
- 入札参加申込（事前申込）をされていない方による入札
- 同一入札者が同一物件につき2以上の入札をした場合
- 入札保証金が最低売却価格の100分の10の額に達しないもの
- 入札書が福岡県所定の様式以外のもの
- 入札書が所定の場所及び日時に到達しない場合
- 入札書に入札者（共有の場合は共有者全員）の住所、氏名の記入及び押印がなく、入札者が判明できない場合
- 入札書に押印した印鑑が、入札参加申込で提出した書類のものと異なる場合（§ 12）
- 未記入、誤字又は脱字により、入札物件を特定できない入札
- 入札書の金額を訂正したもの、金額の記載がないもの、重複したもの又は明確でないもの
- 法令又は入札に関する条例・規則等に違反した場合

§ 6 入札受付期間・場所

※配達（簡易書留郵便など確実に書類が届く方法）又は持参により入札書類一式を提出してください。

※入札参加申込（事前申込）をされていない方は、入札にご参加できませんので、ご注意ください。

1. 入札受付場所

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
福岡県総務部財産活用課公有財産係（福岡県庁 南棟 9階 西側）

2. 入札 受付期間・時間

令和7年10月24日（金）～令和7年11月7日（金）
開 庁 日 の 午 前 9 時 ～ 午 後 5 時

※ 最終日は、午後5時必着（郵送・持参とも）

<留意事項>

- ・入札受付期間最終日の受付時間を過ぎて到達した入札書は無効となります。
郵送による提出の場合は、早めの時期に簡易書留など確実に書類が届く方法によりお送りください。
- ・「開庁日」とは、福岡県の休日を定める条例第1条に規定する休日（土曜日、日曜日、国民の祝日及び12月29日～翌年1月3日）を除く日です。

§ 7 開札日時・場所

開札への参加は任意です。開札時において、入札者（代理人を含む。以下同じ。）が開札会場に来場されていない場合は、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行います。

1. 開札日（時）

令和7年11月20日（木）（※時刻が物件ごとに異なります。）

2. 開札場所

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
福岡県総務部財産活用課内（福岡県庁 南棟 9階 西側）

<留意事項>

開札時の立会い参加は自由ですが、参加にあたっては必要な書類がありますので、ご注意ください。
～開札立会いに必要な書類～

ア 入札者本人が参加される場合

- ・「入札受付確認書」
- ・入札者本人であることを証明する身分証明書（運転免許証等）

イ 代理人が参加する場合

（個人の場合）

- ・「入札受付確認書」
- ・入札者本人から委任を受けた委任状（本人の印鑑は§12のとおり）
- ・委任状の代理人欄に押印した印鑑

（法人の場合）

- ・「入札受付確認書」
- ・代表者から委任を受けた委任状、又は、写真付の社員証等（注1）入札関係者であることが確認できるもの
- ・上記委任状の代理人欄に押印した印鑑

（注1）社員証等に写真がない場合は、官公庁が発行した写真付の身分証明書（運転免許証等）も併せて必要です。

§ 8 落札者の決定方法等

開札日に、物件ごとに開札を行い、落札者を決定いたします。

1. 落札者の決定について

開札の結果、県の最低売却価格以上に達した入札のうち、最高価格の入札を落札とします。

ただし、県の最低売却価格以上に達した入札で最高価格の入札を行った者が、入札参加資格に基づく契約要件を満たすかどうか確認を要する者である場合は、確認に一定の期間（約30日間）を要するため、落札決定後、契約締結を留保します。

契約要件の確認の結果、契約要件を満たすことが確認された場合は、当該落札者と契約締結を行うこととし、契約要件を満たさないことが判明した場合は、当該落札者との契約は行わないこととします。

2. 落札となるべき同一額の入札が2以上の場合

- ・直ちにくじを引いて落札者を決定いたします。（※再入札は行いません。）
- ・該当する入札者が開札会場に来場されていない場合や、くじを引かれない方があるときは、当該入札事務に関係のない職員が代わりにくじを引きます。
- ・くじ引き後の落札者についても、契約要件を満たすかどうかを確認するため、契約締結を留保する場合があります。

3. 開札結果について

- ・当日会場にて、開札後ただちに開札結果（落札者名及び落札金額）をお知らせいたします。
- ・開札立会いに不参加の方には、文書（郵送）にて当該入札者に係る結果を通知します。
- ・なお、落札者についてのみ、物件の担当者（県財産活用課職員）から落札した旨及び今後の手続きについて電話でご連絡いたします。
- ・電話による開札結果（＝特定の入札者に係る開札結果）の照会は、参加申込書や入札受付確認書等で本人確認ができた場合にのみ、お答えいたします。

4. 開札後の入札保証金について

入札保証金は落札者を除き、あらかじめ入札者が指定した金融機関の口座への振込により速やかに返還いたします。返還には約2週間程度かかりますので、ご了承ください。

なお、落札者の入札保証金については、契約締結に至った場合には、本人の申出により契約保証金に充当することとします。

§ 9 契約について

1. 契約書について

県HP掲載の県有財産売買契約書（見本）をご確認ください。

※ 印鑑は、必ず入札参加申込に必要な書類及び入札に必要な書類に押印したものと同一のもの

2. 契約締結期限について

落札者は落札決定を通知した日の翌日から起算して7日以内（県の休日を除く。）に契約書を取り交わさなければなりません。

落札者がこの期間内に契約書を取り交わさないときは、落札は無効となり、入札保証金は返還いたしません。

3. 入札保証金の契約保証金への充当について

既に納めていただいている入札保証金については、本人の申出により契約締結後に契約保証金に充当します。

§ 10 買受代金の支払について

1. 納付方法及び納付期限について

買受代金（次項の契約保証金の充当を行う場合には、契約保証金額を除いた代金）は一括払いとし、県が発行する納入通知書により**契約締結後20日以内**に、県が指定する金融機関に納付しなければなりません。（※契約書に納期限が定められている場合を除く。）

落札者がこの期限までに買受代金を完納しないとき、又は落札者が契約を破棄したときは契約を解除し、契約保証金は返還いたしません。

2. 契約保証金の買受代金の一部への充当について

既に納めていただいている契約保証金については、本人の申出により買受代金の一部に充当します。

§ 11 所有権移転登記および費用負担

1. 所有権移転登記

落札物件の所有権移転登記は、県が買受代金を完納したことを確認した後に、県が登記の手続きを行います。

ただし、共有名義への所有権移転登記を希望する場合は、入札参加申込の際に共有者欄に記入して提出しなければなりません。

なお、落札後に名義人の変更（共有名義への変更含む）をすることはできません。

2. 費用負担

所有権移転登記に要する登録免許税、県有財産売買契約書（落札者提出のもの1部）に貼付する収入印紙（契約金額に応じた額）、その他契約締結及び履行に関して必要な一切の費用は落札者の負担となります。

なお、登記は県が嘱託で行いますので、登記手続きに係る手数料は必要ありません。

§ 12 売却手続きに使用する印鑑（※同一印）について

※ 売却手続きに使用する印鑑は、**全て同一**のものである必要があります。

個人の場合 … 印鑑は印鑑証明印である必要はありませんが、スタンプ式は不可です。

法人の場合 … ※ 必ず、代表者印（**印鑑証明印**）を使用してください。

- ・ 入札参加申込に必要な書類（§ 2 参照）に押印する印鑑
- ・ 入札に必要な書類（§ 4 参照）に押印する印鑑
- ・ 開札参加の委任状の委任者（本人）欄に押印する印鑑
- ・ 売買契約書（§ 9 参照）に押印する印鑑
- ・ 所有権移転登記後に法務局が発行する公的書類を送付した後の受領書に押印する印鑑

§ 13 用途等の制限

1. 公法上の規制等のほか、下記のとおり入札物件の用途の制限を設けております。
また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し、若しくは売買物件を第三者に貸してはなりません。
 - 落札者は、県有財産売買契約締結の日から10年間、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗特殊営業その他これらに類する業の用に供することはできません（県有財産売買契約書第6条に記載）。
 - 落札者は、売買物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に規定する暴力団の事務所又はその他これに類するものの用に供することはできません。（県有財産売買契約書第6条に記載）
 - 前項の条件に違反した場合には、売買代金の30%の金額を違約金として県に支払わなければなりません。（県有財産売買契約書第9条に記載）
2. 落札者が納期限までに代金の全額を納付しないとき、又は入札時の誓約書の内容が事実と相違することが判明した場合等、落札者の責めに帰すべき理由により県が契約を継続し難いと認めるときは契約解除となります。

§ 14 その他の注意事項

1. 物件の引き渡しは現状のままとします。
※ 物件にフェンス・ブロック塀等がある場合も、撤去等はいたしません。
2. 現地説明会に参加されていない方でも入札に参加できますが、現地説明会における各種説明事項について既に了知されているものとみなします。
3. 収集した個人情報については、お申込があった物件に係る業務についてのみに使用し、その他の目的には一切使用いたしません。
ただし、入札参加資格の確認のため、警察当局へ情報提供します。
4. 開札結果（落札・不調）は、県のホームページで公表します。公表は、すべての入札物件を開札した後行うため、公表までに日数を要する場合があります。
5. 入札結果（「開札結果（落札・不調）」、「応札者数」、「落札者の別（法人・個人）」及び「落札額」）について第三者から電話等により問い合わせがあった場合は、情報提供を行います。ただし、落札者が個人の場合は、「落札者の別（法人・個人）」及び「落札額」は情報提供することについて落札者の同意が得られた場合のみ情報提供します。
このほか、落札者が法人の場合は、落札者の「所在地」及び「名称」についても、問い合わせに対して情報提供を行います。

§ 15 問い合わせ先

ご不明な点がございましたら下記までご連絡ください。

福岡県総務部財産活用課公有財産係
福岡市博多区東公園7番7号（福岡県庁 南棟 9階 西側）

092-643-3088（ダイヤルイン直通電話）

問い合わせ先

福岡県総務部財産活用課公有財産係

(県庁南棟9階西側)

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

{直通} 092-643-3088

{代表} 092-651-1111

(内線) 2377、2378